

## 農地へのコンクリート打設に関する検討状況について

(回答)

- 1 農地へのコンクリート打設については、当省から、これまでの国家戦略特区WGの場において、
  - 現行の農地法上、農産物施設用地については、宅地と同じ取扱いであるものの、税制上は既に宅地よりも低い評価となっており、農地法上の取扱いを変えたからといって、税制上の取扱いが変わるわけではないこと
  - 全面コンクリート張りした植物工場用地等を農地法上の農地として扱うことは、権利移動や転用の規制の対象となる等規制強化につながり、規制対象外だった土地を新たに規制対象とすることの必要性、規制の手法としての合理性について慎重に検討していく必要があることと回答してきたところです。
- 2 また、当省からは、農地は一旦コンクリートで固めると耕作が不可能となると回答していますが、それをもって、提案に対応できないとは回答しておりません。
- 3 一方で、農業用施設を全面コンクリートで地固めすることについては、例えば、農作業の効率性が向上する等の農業経営上のメリットはあると考えられ、特定の地域に限らず、全国各地で行われているところです。
- 4 このため、農林水産省としては、農地政策上どのように取り扱うことが農業振興を図る上で望ましいのかという観点から検討すべきものと考えており、今後、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しと合わせて全国的な課題として検討を行ってまいりたいと考えています。